

議案第183号

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年11月28日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

川崎市道路占用料徴収条例（昭和30年川崎市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条、第5条関係）

占 用 物 件		占 用 料	
		単 位	所 在 地
			特別地域
	第1種電柱	1 月 1 本 に つ き	2 3 0
	第2種電柱		3 5 0
	第3種電柱		4 7 0
	第1種電話柱		2 0 0
	第2種電話柱		3 2 0
	第3種電話柱		4 4 0
	その他の柱類		2 0
法第32 条第1項	共架電線その他上空に設ける線類	1 月 1 メ ー ト	2

第 1 号に掲げる工 作物	地下に設ける電線その他の 線類		ルにつ き	1		
	路上に設ける変圧器		1 月 1 個につ き	2 0 0		
	地下に設ける変圧器		1 月 1 平方メ ートル につき	1 2 0		
	変圧塔その他これに類する もの及び公衆電話所		1 月 1 個につ き	4 0 0		
	郵便差出箱及び信書便差出 箱			1 7 0		
	広告塔		1 月 1 平方メ ートル につき	1, 1 0 0	7 6 0	
	その他のもの			4 0 0		
法第 3 5 条に規定 する事業 のために 設けるも	外径が 0. 0 7 メートル未満の もの			8		
	外径が 0. 0 7 メートル以上 0. 1 メートル 未満のもの			1 2		
	外径が 0. 1 メ ートル以上 0. 1 5 メートル未 満のもの			1 8		
	外径が 0. 1 5 メートル以上 0. 2 メートル 未満のもの			2 4		

法第32条第1項第2号に掲げる物件	の及び法第36条に規定するもの	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	1月1メートルにつき	36
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		48
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		85
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		120
		外径が1メートル以上のもの		240
	架空管	外径が0.4メートル未満のもの		180
		外径が0.4メートル以上のもの		450
		外径が0.07メートル未満のもの		16
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		22
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		34

	その他のもの	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		45
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		67
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		90
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		110
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		180
		外径が1メートル以上のもの		380
法第32条第1項第3号に掲げる施設				400
法第32条第1項第4号に掲げる施設				65
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	1月1平方メートルにつき	Aに0.004を乗じ、これを12で除して得た額
		階数が2のもの		Aに0.007を乗じ、これを12で除して得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じ、これを12で除して得た額
	上空に設ける通路	570		

	地下に設ける通路			340
	その他のもの			130
法第32条第1項第6号に掲げる施設			1,100	760
施行令第7条第1号に掲げる物件	看板		245	155
	添架広告		590	370
	標識		1月1本につき	320
	旗ざお		1,100	760
	幕（施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）		1月1平方メートルにつき	760
	アーチ	車道を横断するもの	1月1基につき	11,000
その他のもの			5,700	
施行令第7条第2号に掲げる工作物				400
施行令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.028を乗じ、これを12で除して得た額	
施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			1,100	760
施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				400
施行令第7条第9号に掲げる施設並びに	建築物		Aに0.012を乗じ、これを12で除して得た額	

同条第 10号 に掲げ る施設 及び自 動車駐 車場	その他のもの	1月1 平方メ ートル につき	Aに0.009を乗 じ、これを12で除 して得た額
施行令 第7条 第11 号に掲 げる応 急仮設 建築物	上空、トンネルの上又は高架 の道路の路面下に設けるもの		Aに0.012を乗 じ、これを12で除 して得た額
	その他のもの		Aに0.028を乗 じ、これを12で除 して得た額
施行令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.028を乗 じ、これを12で除 して得た額
施行令 第7条 第13 号に掲 げる休 憩所、 給油所 及び自 動車修 理所	上空、トンネルの上又は自動 車専用道路（高架のものに限 る。）の路面下に設けるもの		Aに0.012を乗 じ、これを12で除 して得た額
	その他のもの		Aに0.028を乗 じ、これを12で除 して得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に占用の許可を受け、かつ、占用料を納付している  
場合にあっては、当該納付した占用料に係る占用の期間の当該許可に係る占

用料の額については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

道路占用料の額を改定するため、この条例を制定するものである。